

犯罪被害にあわれた方・ご遺族の方へ

郡山市犯罪被害者等 見舞金等制度のご案内

故意の犯罪行為（殺人や傷害など）により死亡された方のご遺族や重傷病を負われた方が、被害直後に直面する生活への不安を解消し、経済的負担の軽減を図ることを目的とする見舞金等制度です。

遺族見舞金

対象者 犯罪により死亡した方のご遺族

金額 60万円

重傷病見舞金

対象者 犯罪により重傷病※を負われた方

※負傷や疾病により、療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上入院
（精神疾患の場合は、療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上労務に服することができない）と医師に診断された方

金額 30万円

転居費用助成金

対象者 見舞金に該当する方のうち、犯罪により従前の住居に居住することが困難になり、新たな住居へ転居する方

金額 20万円（上限）

その他要件（見舞金・助成金共通）

- ・犯罪被害の原因となった犯罪が行われたときに、郡山市内に住所を有する被害者またはご遺族が対象です。
- ・原則被害届が受理されていることが必要です。
- ・令和4年4月1日以降に発生した犯罪による被害が対象です。

お問合せ先

<見舞金・助成金について>

郡山市 市民部 男女共同参画課
電話 024-924-3351（受付時間 平日8：30～17：15）
メール danjokyoudou@city.koriyama.lg.jp

<犯罪被害についての相談>

公益財団法人 ふくしま被害者支援センター
電話 024-563-3724（受付時間 平日9：00～17：00）

<性暴力等被害についての相談>

性暴力等被害者ホットライン SACRAふくしま
電話 024-563-3722（受付時間 平日9：00～17：00）



↑郡山市のウェブサイト
にアクセスできます



↑ふくしま被害者支援センターの
ウェブサイトアクセスできます